

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

◇告 示 保険医の登録

新たに行おうとする土地改良事業の認可

数人が共同して行う土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

保安林の指定の解除

解除予定の保安林(三件)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇正 誤 昭和五十六年八月鳥取県告示第七百十八号中訂正

訓 令

鳥取県訓令第六号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表の四の項中「七二」を「六〇」に改め、同表の一の項中「

二のとおり」を「一のとおり」に改め、同表の一五の項中「

一のとおり」を「一のとおり」

野菜試験場に勤務する職員にあつては、使用期間を三六月とする。」に改め、同表の一七の二の項中「作

業服(ズボン) 二 三六」を「作業服(ズボン) 二 三六 盛夏シャツ 二 四八」に改め、同

表の二一の二の項中「作業服(ズボン) 二 四八 図一〇のうちのズボンのとおり は工

業試験場米子分場に勤務する女子職員にあつては「図一二のうちのズボンのとおり」とする。を

作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン 二 二 二

四八 図一〇のうちのズボンのとおり 工業試験場米子分場に勤務する女子職員にあつては「図一二のうちのズボンのとおり」とする。
四八 図二のとおり 工業試験場米子分場に勤務する男子職員に限る。
四八 図一〇のうちのズボンのとおり 工業試験場米子分場に勤務する男子職員に限る。

に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十六年八月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷 口 巖	鳥医第二、六六三号	昭和五十六年七月二十四日
浦 邊 啓 太	鳥医第二、六六四号	〃

鳥取県告示第七百六十三号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(西伯(鴨部)地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十八日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十四号

昭和五十六年七月一日付けで倉吉市谷二七九番地長柄正一ほか十九人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良(谷地区ため池等整備)事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する

同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十五号

昭和五十六年七月二十三日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（日下地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十六号

昭和五十六年七月一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（笏賀地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十七号

昭和五十六年六月二十九日付けで関金町から申請のあつた土地改良（今西地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十八号

昭和五十六年六月二十九日付けで関金町から申請のあつた土地改良（今西地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

昭和五十六年六月二十九日付けで関金町から申請のあつた土地改良（今

西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十号

昭和五十六年七月七日付で大栄町から申請のあった土地改良（大栄（上種）地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字大ナル一九九八の一、一九九九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、一九九八の三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

かんがい施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字牛尾八七六の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七七十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字戸張口奥北側二二二三の三、二二二三の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字郷原字下林三二四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

二1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字郷原字楮谷三三一の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和五十六年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十六年八月二十四日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和五十六年度明るい選挙推進月間について

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
長柄正一後援会	瀬尾一夫	長柄義人	倉吉市谷二七九	その他の政治団体
武良千代司後援会	武良 巖	武良照栄	境港市高松町四二九	"
宮脇三巳後援会	井戸口積	高浜時雄	東伯郡泊村泊五一三	"
林昭後援会	馬場重信	岩田武久	鳥取市川端一〇	"
鳥取県自動車整備政治連盟	山根由穂	花原 栄	鳥取市丸山町二四八	"
米田実後援会	杉山優男	平田篤胤	東伯郡東伯町徳万五〇五一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
大川正夫後援会	代表者	谷口石松	森下勝彦
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所 所の所在地	八頭郡用瀬町川 中六八一―一	八頭郡用瀬町用 瀬三一五
〃	代表者	田中益男	西村正洋
〃	会計責任者	谷村万吉	坂尾 実
鳥取県建設政治連盟	代表者	北浦信男	石橋 満

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	備考 その他の 政治団体
小林 実後援会	細田喜太郎	細田 一朗	八頭郡那家町花二六 八一―一	

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

小林実後援会		報告年月日 昭和56年7月16日 (昭和56年7月16日解散)	
1	収入総額	222,290円	光熱水費 15,300
2	支出総額	222,290円	備品、消耗品費 5,280
3	収入の内訳		事務所費 27,860
	寄附	222,290	政治活動費 173,850
	個人分	222,290	組織活動費 110,000
4	支出の内訳		選挙関係費 63,850
	経費	48,440	寄附の内訳
	経費		(個人分)
			(金額) (住所)
			年間100万円以下のもの222,290

正 誤

昭和五十六年八月鳥取県告示第七百十八号（保安林予定森林について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
六 上 三 字先祖山又北平 字先祖叔北平